

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、善通寺市契約規則（昭和 42 年善通寺市規則第 3 号。以下「規則」という。）及び本件物品調達に係る入札公告のほか、本件物品調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものです。

令和 7 年 1 0 月 7 日

善通寺市長 辻 村 修

1 入札に付する事項

（１） 契約目的の名称及び数量

名称 複合機による複写サービス（善通寺市立幼稚園外 1 施設）

数量 複合機 8 台

（２） 複写サービスに係る機器の設置場所等

仕様書による。

（３） その他要求事項

仕様書による。

（４） 期間

契約締結日から令和 12 年 12 月 16 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

（５） 入札方法

- ① 落札決定に当たっては、各単価設定区分ごとの 1 カウント当たりの複写サービス料にその月間複写見込みカウント数を乗じて得た金額の合計金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
- ② したがって、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（＝①で見積もった各単価設定区分における金額の合計金額。なお、入札金額積算内訳書（以下「内訳書」という。）「単価」欄に記載する金額は、小数点以下第 2 位までの金額とし、「金額（単価×数量）」に記載する金額は、1 円未満の端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。
- ③ 1 カウント当たりの複写サービス料金を契約単価とする。

2 契約書作成の要否

要

3 契約条項を示す場所及び日時

入札説明書、仕様書等を令和 7 年 1 0 月 7 日（火）午前 8 時 3 0 分から善通寺市ホームページにおいて公開します。

4 契約の内容に関する質問の受付

- （１） 契約の内容に関する質問がある場合は、令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）午後 5 時までに（２）

に示した場所等に対し「入札説明書等に関する質問書」により持参又は電子メールで行ってください。

回答は、令和7年10月22日（水）から令和7年10月27日（月）までの間（善通寺市の休日を定める条例（平成元年善通寺市条例第3号）に定める休日を除く午前8時30分から午後5時まで）、（2）に示した場所にて閲覧に供するとともに、令和7年10月22日（水）午後5時までに質問者及び入札参加資格者全員に電子メールで送付します。

（2） 連絡先、提出先及び閲覧場所

〒765-8503

香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

善通寺市 教育委員会 学校再編対策課

電話番号 0877-63-6332

電子メール saihen@city.zentsuji.kagawa.jp

5 入札及び開札を行う日時及び場所

（1） 入札及び開札の日時

令和7年10月28日（火） 午前10時

（2） 入札及び開札の場所

善通寺市役所 3階 301会議室

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

ア 入札に参加される方は、減免をされた場合を除き、入札前に、契約をしようとする金額（入札者の見積もった契約金額）の100分の5以上の入札保証金を納付してください。

（※消費税等を含んだ金額ですのでご注意ください。）納付される方には納付書をお渡ししますので申し出てください。

イ 入札当日に領収書を入札執行職員に提示してください。

ウ 入札保証金等の還付

（ア） 入札終了後に還付請求書（様式自由）を提出していただき、後日還付します。

（イ） 落札された方が納付した入札保証金は、契約締結後に還付します。

エ 代理人が保証金の納付、還付請求をするときは、委任状を添えて手続きを行ってください。

（2） 契約保証金

ア 落札された方は、減免をされた場合を除き、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。

イ 契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付します。

（3） 入札保証金、契約保証金の減免を受けたい方

規則第8条、第30条に基づき次に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年10月17日（金）午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4の（2）に示した場所に持参又は郵送（令和7年10月17日（金）午後5時必着）で提出してください。

なお、郵送の場合、封筒に「入札保証金・契約保証金減免申請書在中（件名：複合機による複写サービス（善通寺市立幼稚園外1施設）」と記載してください。

ア 入札保証金の免除

（ア） 当該入札の参加資格を有する者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

- (イ) 当該入札の参加資格を有する者で過去2年の間に市若しくは他の地方公共団体又は国と当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 契約保証金の免除

- (ア) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
(イ) 契約者が過去2年の間に市若しくは他の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者が当該入札に参加できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 善通寺市が発注する物品及び業務の委託・役務の提供・製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有する者（当該営業所等が(2)の名簿に登録されている者に限る。）であること。
- (4) 善通寺市が発注する物品及び業務の委託・役務の提供・製造の請負等に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (6) 平成27年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した本入札公告に示す複写サービスと同等の契約を1年以上履行した実績があること。

9 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を令和7年10月17日（金）午後5時までに、4の(2)に示した場所に持参又は郵送（令和7年10月17日（金）午後5時必着）で提出してください。なお、郵送の場合、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中（件名：複合機による複写サービス（善通寺市立幼稚園外1施設）」と記載してください。

【提出書類】

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 会社等が地方公共団体等において過去10年間に実施した複合機による複写サービスの実績

(2) 審査結果

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年10月22日（水）までに通知します。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつ

た者のした入札及び規則第 16 条各号に掲げる場合における入札は無効とします。

【規則第 16 号各号に掲げる場合】

- (1) 入札者又は代理人が同一案件について 2 以上の入札をした場合
- (2) 入札者が連合して入札したと認められる場合
- (3) 入札に際して不正な行為があった場合
- (4) 入札保証金を要する場合において、これを納付しない場合又は不足する場合
- (5) 入札書の金額を訂正した場合
- (6) 入札書に記名押印のない場合又は誤字、脱字等があつて必要事項を確認し難い場合
- (7) 所定の日時を経過した場合
- (8) 代理人が委任状を提出しない場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が特に指定した事項に違反した場合

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがあります。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とします。

12 落札者の決定方法

規則第 11 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、入札結果は公表します。

13 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

14 その他

落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、善通寺市指名停止等措置要領（平成元年善通寺市告示第 17 号）に基づく措置を講じる場合があります。